

2013年12月13日

日本電信電話株式会社
代表取締役社長 鶴浦 博夫 殿

東日本NTT関連合同労働組合
執行委員長 奥山 信義

要 請 書

茨城県水戸市で今まで沼田雅靖さんは、NTT東日本一茨城社113サービスセンタで、故障受付業務の派遣社員として働いてきました。今まで臨時社員として4年、派遣社員として6年、同じ仕事をしてきました。茨城113サービスセンタのIP系受付業務の千葉集約が、本年12月を目途に実施されるのに伴い沼田雅靖さんの雇用契約は終了し、在雇い止め(失業)となっています。

1. 労働者派遣法施行令第4条・専門26業務、政令第5号第8条のテレマーケティング営業に対する認識の違いが労資で食い違っています。113サービスセンタ故障受付業務が専門26業務違反に抵触するかの判断は茨城労働局に委ねることとし、茨城労働局より26業務違反との見解が出された場合、沼田雅靖組合員は2007年4月から2009年9月まで3年以上、専門26業務違反で派遣業務をさせていたことになる。沼田雅靖組合員は一般派遣労働者と同様、3年の派遣期間を超えているので東日本-茨城社への直接雇用の指導をお願いします。
2. 労働者派遣法40条の5では「・・・派遣元事業主から三年を超え期間継続して同一の派遣労働者に係る労働者派遣の役務の提供を受けている場合において、当該同一の業務に労働者を従事させるため、当該三年が経過した日以後労働者を雇い入れようとするときは、当該同一の派遣労働者に対し、雇用契約の申込みをしなければならない。」としている。同一業務に新たに労働者を雇い入れようとするときの労働者とは、派遣労働者の雇い入れをさす、との見解を厚生労働省は示しています。沼田雅靖組合員が、2007年4月より、113サービスセンタの業務に従事して以来、今日まで新たに複数名の派遣労働者が雇い入れられている。従って、派遣法40条の5に則り、沼田雅靖組合員に対し、持ち株会社より東日本一茨城社への直接雇用の指導をお願いします。

以 上